

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

(単位：百万円)

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
業 務 粗 利 益 (除 く 国 債 等 債 券 損 益)	362,828 (363,204)	354,310 (355,704)	△ 8,518 (△ 7,500)
国 内 業 務 粗 利 益	332,217	346,801	14,584
国 際 業 務 粗 利 益	30,611	7,508	△ 23,103
経 費 (除く臨時処理分)	203,746	187,433	△ 16,313
人 件 費	83,004	77,064	△ 5,940
物 件 費	110,049	101,373	△ 8,676
税 金	10,692	8,995	△ 1,697
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	159,082	166,876	7,794
一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△ 5,006	△ 16,787	△ 11,781
業 務 純 益	164,088	183,663	19,575
う ち 国 債 等 債 券 損 益	△ 376	△ 1,394	△ 1,018
コ ア 業 務 純 益	159,458	168,270	8,812
臨 時 損 益	△ 106,604	△ 67,997	38,607
う ち 株 式 等 損 益	1,856	△ 16,540	△ 18,396
株 式 等 売 却 益	21,275	22,833	1,558
株 式 等 売 却 損	4,224	6,835	2,611
株 式 等 償 却	15,193	32,538	17,345
う ち 不 良 債 権 処 理 額	77,225	115,418	38,193
貸 出 金 償 却	50,726	74,755	24,029
個 別 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12,205	13,131	926
債 権 売 却 損 失 引 当 金 繰 入 額	8,546	22,842	14,296
共 同 債 権 買 取 機 構 売 却 損	4,042	1,348	△ 2,694
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定 繰 入 額	△ 1,438	3,217	4,655
バ ル ク セ ー ル 売 却 損	3,143	123	△ 3,020
経 常 利 益	57,484	115,666	58,182
特 別 損 益	△ 3,193	△ 22,107	△ 18,914
う ち 動 産 不 動 産 処 分 損 益	△ 3,212	△ 3,949	△ 737
税 引 前 中 間 純 利 益	54,291	93,558	39,267
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,130	2,193	63
法 人 税 等 調 整 額	19,090	39,424	20,334
中 間 純 利 益	33,070	51,939	18,869

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び役職員に対する退職金支払額(経費の臨時処理分)等を加えたものであります。
5. 国債等債券損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6. 株式等損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
7. コア業務純益とは、業務純益(一般貸倒引当金繰入前)から国債等債券損益を除いた金額であります。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

（単位：％）

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
(1) 資金運用利回 (A)	2.41	2.13	△ 0.28
貸出金利回 (B)	2.05	2.04	△ 0.01
有価証券利回	1.43	1.15	△ 0.28
(2) 資金調達原価 (C)	1.71	1.41	△ 0.30
預金債券等原価 (D)	1.37	1.26	△ 0.11
預金債券等利回	0.18	0.13	△ 0.05
経費率	1.18	1.12	△ 0.06
外部負債利回	0.84	0.76	△ 0.08
(3) 総資金利鞘 (A)－(C)	0.70	0.72	0.02
預貸金利鞘 (B)－(D)	0.68	0.78	0.10

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「経費率」＝（経費（除く臨時処理分）－特定取引にかかる経費）÷預金債券等平均残高×100

3. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE（単体）

（単位：％）

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）ベース	21.7	22.0	0.3
業務純益ベース	22.4	24.3	1.9
コア業務純益ベース	21.7	22.2	0.5
中間純利益ベース	3.9	6.3	2.4

（注） $ROE = \frac{(\text{業務純益(中間純利益)} - \text{優先株式配当金総額}) \times \text{年間日数} \div \text{中間期中日数}}{[(\text{期首株主資本} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})] \div 2} \times 100$

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

（単位：百万円）

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
預金（末残）	31,621,560	29,086,068	△ 2,535,492
預金（平残）	30,652,437	30,167,236	△ 485,201
貸出金（末残）	32,143,364	31,232,502	△ 910,862
貸出金（平残）	32,379,884	31,156,769	△ 1,223,115

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

（単位：百万円）

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
国内総預金（末残）	28,500,705	25,976,982	△ 2,523,723
個人	15,382,288	15,050,036	△ 332,252
法人	13,118,417	10,926,946	△ 2,191,471

（注）本支店間未達勘定整理前の計数であり、譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

(単位：百万円)

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
消費者ローン残高	7,846,734	7,998,686	151,952
住宅ローン残高	6,432,500	6,692,372	259,872
その他ローン残高	1,414,234	1,306,313	△ 107,921

(4) 中小企業等貸出金

(単位：百万円、件、%)

	平成11年中間期	平成12年中間期	増 減
中小企業等貸出金残高 (A)	20,332,934	21,008,577	
総貸出金残高 (B)	29,170,798	28,855,004	△ 315,794
中小企業等貸出金比率 (A)／(B)	69.70	72.80	3.10
中小企業等貸出先件数 (C)	1,173,805	1,143,267	
総貸出先件数 (D)	1,179,397	1,146,672	△ 32,725
中小企業等貸出先件数比率 (C)／(D)	99.52	99.70	0.18

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

なお、平成11年12月3日に「中小企業基本法等の一部を改正する法律（平成11年法律第146号）」が公布・施行され、「中小企業」の範囲が拡大されたことに伴い、平成12年中間期の金額等は改正後の中小企業の範囲により記載しております。この変更により平成12年中間期の「中小企業等貸出金残高」および「中小企業等貸出先件数」は、改正前の中小企業の範囲によった場合に比べ、それぞれ1,041,143百万円、1,726件増加しております。

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

（金額単位 百万円）

項	目	平成11年9月30日	平成12年9月30日
基 本 的 項 目	資 本 金	1,041,689	1,038,373
	うち非累積的永久優先株	410,887	402,646
	新 株 式 払 込 金	—	—
	資 本 準 備 金	899,521	899,521
	連 結 剰 余 金	176,175	191,655
	連 結 子 会 社 の 少 数 株 主 持 分	308,190	389,368
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	283,750	283,750
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	—
	為 替 換 算 調 整 勘 定	—	△ 31,329
	営 業 権 相 当 額 (△)	—	262
	連 結 調 整 勘 定 相 当 額 (△)	—	5,969
補 完 的 項 目	計 (A)	2,425,577	2,481,357
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		—
	有 価 証 券 含 み 益 の 45 % 相 当 額	—	—
	その他の有価証券の連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%	—	—
	再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	52,297	50,169
	一 般 貸 倒 引 当 金	242,312	201,818
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	1,390,935	1,394,676
	うち永久劣後債務(注2)		651,202
	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)		743,474
	計	1,685,545	1,646,665
準 補 完 的 項 目	う ち 自 己 資 本 へ の 算 入 額 (B)	1,685,545	1,646,665
	短 期 劣 後 債 務	—	—
控 除 項 目	う ち 自 己 資 本 へ の 算 入 額 (C)	—	—
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 (D)	999	999
自 己 資 本	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	4,110,123	4,127,023
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	30,816,314	31,472,784
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	2,010,344	1,859,715
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (F)	32,826,659	33,332,499
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	222,869	210,952
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	17,829	16,876
	計 ((F) + (G)) (I)	33,049,528	33,543,451
連結自己資本比率（国際統一基準）= (E) / (I) × 100		12.43%	12.30%

(注) 1. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

- 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - 利払い義務の延期が認められるものであること

- 告示第5条第1項第5号および第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

（金額単位 百万円）

項 目		平成11年 9 月30日	平成12年 9 月30日
基 本 的 項 目	資 本 金	1,042,690	1,042,692
	うち非累積的永久優先株	410,887	402,646
	新 株 式 払 込 金	—	—
	資 本 準 備 金	899,521	899,521
	利 益 準 備 金	124,120	131,261
	任 意 積 立 金	56,021	56,028
	中 間 未 処 分 利 益	56,340	92,128
	そ の 他	285,425	285,533
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	—
	営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
補 完 的 項 目	計 (A)	2,464,120	2,507,165
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		—
	有 価 証 券 含 み 益 の 45 % 相 当 額	—	—
	その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%	—	—
	再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	36,879	34,947
	一 般 貸 倒 引 当 金	208,420	182,015
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	1,295,496	1,264,776
	うち永久劣後債務(注2)		651,202
準 補 完 的 項 目	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)		613,574
	計	1,540,796	1,481,739
控 除 項 目	うち自己資本への算入額(B)	1,540,796	1,481,739
	短 期 劣 後 債 務	—	—
自 己 資 本	うち自己資本への算入額(C)	—	—
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額(D)	999	10,999
(A) + (B) + (C) - (D) (E)		4,003,917	3,977,905
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	29,696,920	29,151,926
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	2,385,693	2,094,973
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (F)	32,082,613	31,246,899
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	135,990	129,161
	(参考) マーケット・リスク相当額(H)	10,879	10,332
	計 ((F) + (G)) (I)	32,218,603	31,376,061
単体自己資本比率（国際統一基準）= (E) / (I) × 100		12.42%	12.67%

- (注) 1. 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第15条第1項第5号および第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

(注) 「連結自己資本比率」における「基本的項目」中の「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」、および「単体自己資本比率」における「基本的項目」中の「その他」に含まれている優先出資証券の概要は次のとおりであります。

- ① 発行会社
当行が普通株の100%を保有するSakura Preferred Capital (Cayman) Limited (所在地は英領ケイマン諸島)
- ② 発行証券の種類
非累積型永久優先株
- ③ 発行期間
償還期日の定めなし。ただし、2009年1月の配当支払日以降の各配当支払日に、金融庁の事前承認を条件に、発行体の判断で償還が可能。
- ④ 発行総額
283,750百万円 (内25,000百万円はシリーズB)
- ⑤ 払込日
1998年12月24日 (シリーズBは1999年3月30日)
- ⑥ 配当
 - (7) 配当支払日
配当支払日は毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
 - (i) 配当率
変動配当率 (あらかじめ定めた期間が経過した後には一定の配当率が上乘せされるようなステップアップ条件は付されていない)
 - (ii) 配当支払に関する条件概要
 - (i) 本優先株への配当金は、直近営業年度の当行配当可能利益額 (当行優先株への配当があればその額を控除した額) の範囲内で支払われる。
 - (ii) 配当停止事由
以下の条件が発生した場合には配当支払が停止ないし減額される。
 - a. 当行優先株について当行直近営業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合、または、配当が減額された場合には、同営業年度末以降連続する2配当支払日 (同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月) の配当が、それぞれ停止又は同比率で減額される。
 - b. 当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合、または当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合 (但し、下記(iii)強制配当事由の不存在を条件とする。) には、次期配当が停止される。
 - c. 当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行った場合、以降の配当は停止される。
 - (iii) 強制配当
当行直近営業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同営業年度末以降連続する2配当支払日 (同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月) における配当が全額なされる。但し、上記(i)の配当総額制限及び、上記(ii) c. の制限に服する。
- ⑦ 残余財産請求権
残余財産請求金額は1優先株につき1百万円。なお、本優先株主は、当行優先株の残余財産分配請求権と実質上同順位で当行の残余財産の分配を受ける。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

(金額単位: 億円)

債 権 の 区 分	平成11年9月30日	平成12年9月30日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,165	4,399
危険債権	6,727	7,292
要管理債権	7,202	2,151
正常債権	334,218	327,576